

素案

(仮称) 葛飾区社会的養育推進計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和 年 月

葛飾区

目次

第 1 章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像.....	1
第 2 章 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）.....	5
第 3 章 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組.....	9
第 4 章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組.....	14
第 5 章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み.....	17
第 6 章 一時保護改革に向けた取組.....	20
第 7 章 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組.	22
第 8 章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組.....	25
第 9 章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に 向けた取組.....	29
第 10 章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	31
第 11 章 児童相談所の強化等に向けた取組.....	34
第 12 章 障害児入所施設における支援.....	37
用語解説.....	38

第1章　社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の背景と趣旨

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに養育する責任を負います（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第2条第3項）。

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、増加傾向が続いている（参考資料1）。こうした中、平成28年改正児童福祉法において、特別区も児童相談所を設置することができるようになりました。このような背景の下、葛飾区（以下「区」という。）は、住み慣れた身近な地域での相談や手続を可能とし、区の様々な子育て支援策等と合わせた切れ目のない支援を提供するため、令和5年10月に葛飾区児童相談所を設置しました。

社会的養育は、虐待を受けている子ども、貧困家庭の子ども、障害のある子どもその他特別なケアを必要とする子どもに限らず、全ての子どもの胎児期から自立までが対象となります。葛飾区児童相談所においても、児童虐待相談をはじめとして様々な相談を受けています（参考資料2）。

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どものパーマネンシー保障・家庭養育優先原則が明記されました。

国は、この平成28年改正児童福祉法の理念を具体化した新しい社会的養育ビジョンで掲げた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めました。計画期間は、令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度まで（前期）と令和7年度から令和11年度まで（後期）の2期に区分されています。

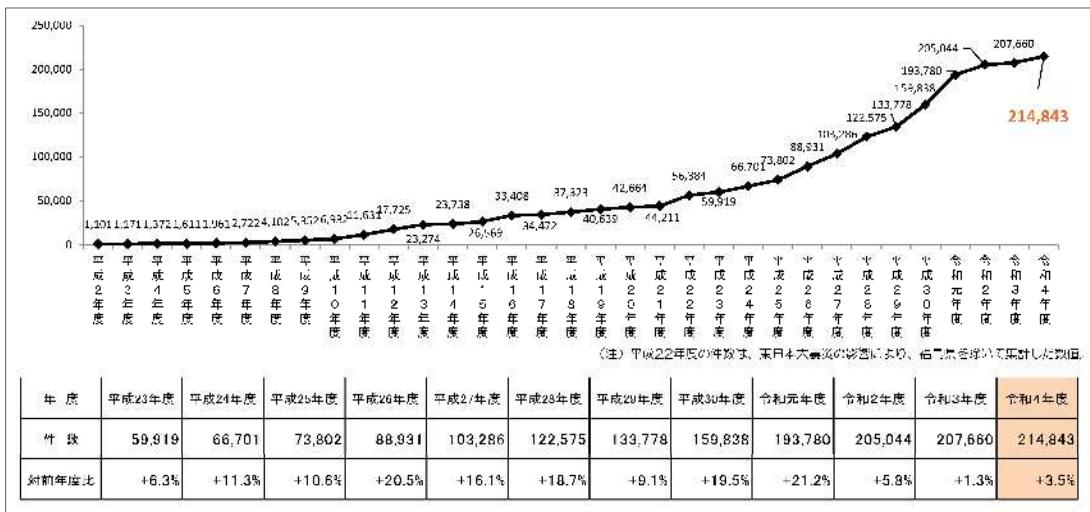
これを受け東京都（以下「都」という。）は、令和2年3月に東京都社会的養育推進計画を策定し、区は、令和5年10月に児童相談所を開設するに当たり、都の当該計画に準じて取組を推進することとしました。

のことについて、令和6年度に前期の期末を迎えるに当たり、国は、里親等委託率、特別養子縁組の成立件数等が国の目標値に遠く及ばないなど、全国的に計画に基づく取組がいまだ十分ではない状況にあることから、改めて令和4年改正児童福祉法の内容も踏まえた全面的な見直しと新たな計画の策定を求めました。

区は、これを機に、児童相談所を設置する特別区（以下「児童相談所設置区」という。）として新たに（仮称）葛飾区社会的養育推進計画を策定することとしました。

(参考資料 1)

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数とその推移



※ こども家庭庁HP「児童虐待防止対策」掲載資料「令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数（令和6年9月24日現在）」より抜粋

(参考資料 2)

葛飾区児童相談所が新たに相談を受け付けた件数（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）

(単位：件)

養護 相談	児童虐待相談*	663	非行 相談	ぐ犯行為等相談	5
	その他の相談	126		触法行為等相談	39
保健相談		1	育成 相談	性格行動相談	46
	肢体不自由相談	2		不登校相談	21
	視聴覚障害相談	0		適性相談	0
障害 相談	言語発達障害等相談	0		育児・しつけ相談	5
	重症心身障害相談	0		その他の相談	25
	知的障害相談	204	(再 掲)	いじめ相談	0
	発達障害相談	0		児童買春等被害相談	0
			総数		1,137

※ 児童虐待相談（内訳）

身体的虐待 157, ネグレクト 123, 性的虐待 5, 心理的虐待 375,
不明 3

2 計画の位置付け

本計画は、都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）別添）に基づく、葛飾区子ども総合センター、葛飾区児童相談所、区が管轄する里親、施設等の体制の強化や整備を図ることにより、子どもの最善の利益を実現するための指針となる計画です。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を内包する葛飾区子ども・若者総合計画（令和 年 月）など他の関連する区の計画や、東京都社会的養育推進計画（令和 年 月）との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の基本的な考え方、方向性等

(1) 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障のため、まず家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行います。

その上で、代替養育を必要とする子どもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育家庭若しくは専門養育家庭又はファミリーホームの中から、子どもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討します。これらのいずれも代替養育先として適当でない子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行うとともに、パーマネンシー保障・家庭養育優先原則の理念に基づくケースマネジメントを継続します。

(2) 計画の各項目は、それぞれが緊密につながっていることから、一体的かつ全体的な視点を持って策定しています。

(3) 計画の策定に当たっては、専門的かつ幅広い見地から議論を行う必要があることから、学識経験者、里親、主任児童委員、乳児院長、母子生活支援施設長、児童養護施設長及び児童相談所長を委員とした葛飾区社会的養育推進計画策定委員会を設置して検討するとともに、葛飾区児童福祉審議会へ報告しています。

また、令和6年度に社会的養護の当事者である子どもや経験者を対象としたアンケート（以下「令和6年度当事者アンケート」という。）又はヒアリング（以下「令和6年度当事者ヒアリング」という。）による意見聴取を

行い、その結果を計画に反映しています。

- (4) 今後は、計画の進捗について、毎年度自己点検及び評価を実施し、その結果を葛飾区児童福祉審議会へ報告します。

自己点検及び評価によって課題が顕在化した場合には、速やかに取組の見直し等を行い、適切にP D C Aサイクルを回します。

第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

1 子どもへの意見聴取等措置について

葛飾区児童相談所では、里親等委託、施設入所又は在宅指導の措置や、一時保護の決定時等において、「わたしの気持ちシート」を活用して子どもの意見を聴き取るほか、年齢、発達の状況等により意見の表出が困難な子どもへの合理的配慮等により、子どもからの丁寧な意見聴取に努めています。

聴取した意見又は意向は、援助方針会議等の場で共有し、これを十分勘案した上で、組織として支援の方法や内容等を検討します。

措置を決定した後、子どもに対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧に、かつ、分かりやすく説明し、フィードバックを行います。

令和6年度当事者アンケートの結果、児童相談所等からの措置の理由についての説明に対し、90%以上の子どもが「納得している」又は「まあまあ納得している」ことがわかりました。

一方で、少数ながら納得していない子どももいることや、「まあまあ納得している」の裏を返せば全ては納得していないという意見であることから、今後も引き続き、子どもの意見又は意向を勘案し、措置の理由や子どもが置かれている状況等、必要な事項を子どもに丁寧に説明した上で措置することにより、子どもの最善の利益を考慮した支援を実践していきます。

2 意見表明等支援事業について

(1) 現状

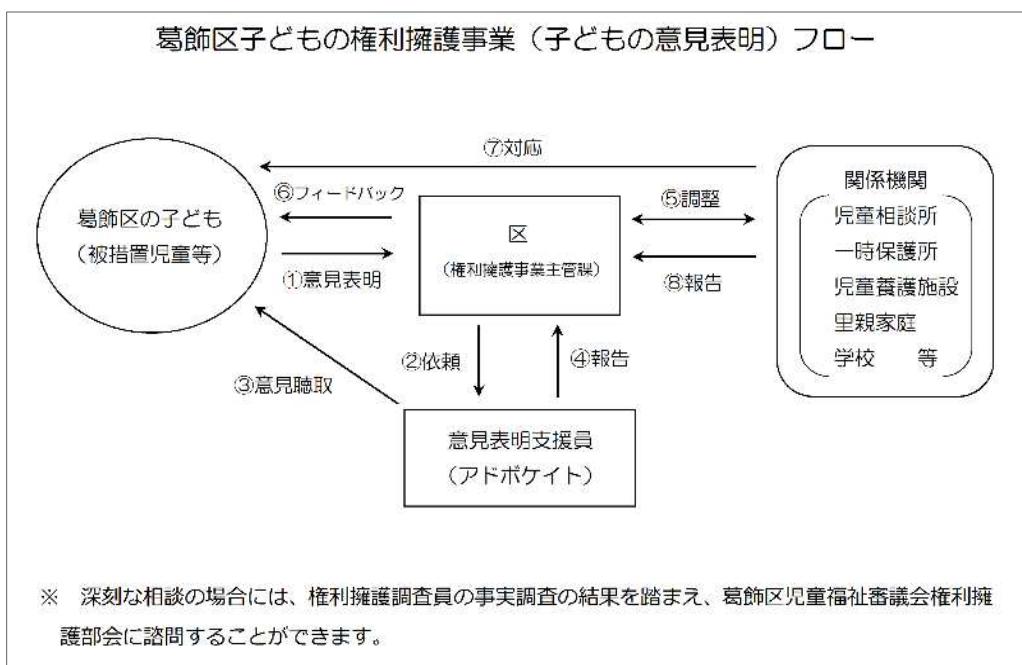
区では、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、葛飾区子どもの権利条例（令和5年葛飾区条例第56号。以下「権利条例」という。）を令和5年10月に施行しました。権利条例第22条では、「子どもの意見の表明及び参加する機会の確保」について明示し、区全体でこの取組を進めています。

また、こども基本法（令和4年法律第77号）では、子ども施策の策定、実施及び評価において、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずることが定められています。

区では、子ども・若者の社会参画を促進するため、区が子ども・若者の意見を聴き、その意見を施策に反映するための考え方をまとめた葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針（令和6年3月27日付け5葛子字第1913

号)を策定しました。この指針を踏まえ、区の各所管課において子ども・若者に関する様々な取組に対する意見聴取を行い、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から施策に反映するかを判断するとともに、反映の有無にかかわらず、子ども・若者に分かりやすくフィードバックしています。

さらに、子どもからの権利に関する相談や権利侵害に対応するため、葛飾区子どもの権利擁護事業実施要綱（令和5年9月29日付け5葛子字第955号）を令和5年10月に施行し、子どもの権利擁護事業を推進しています。この事業では、子どもの権利擁護専用電話やメール、インターネットを利用した入力フォーム、意見表明用はがき及び一時保護所に設置された意見箱により、権利に関する子どもからの相談に対応しています。このほか、子どもの意見表明を支援する仕組み（アドボカシー）として、社会福祉士資格又は児童福祉に関する相談業務等の実務経験を有する意見表明支援員（アドボケイト）を設置するとともに、深刻な相談の場合には、弁護士資格を有する権利擁護調査員を設置して、支援が必要な子どもに速やかに対応する体制を整えています。



(2) 課題

ア 令和6年度に実施した子ども世論調査において、「自分の意見が大人と同様に扱われ、大切にされていると感じるか」との問い合わせに対し、「どちらかといえば大切にされていない・ないがしろにされている」、「大切にされていない・ないがしろにされている」、「わからない」と回答した子どもの割合は、38.2%でした。

イ 子どもが権利に関する相談で使える手段として、専用電話やメールな

ど様々な手段を設けていますが、活用されにくい状況にあります。

(3) 取組方針等

ア 子どもに接する機会のある職員等に対して、子どもの権利に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、子どもの意見表明を大切に受け止め、より良い方法をともに考えることのできる環境を整えます。

イ 子どもが権利に関する相談をしやすい環境にするため、その仕組みの見直しを行うとともに、児童養護施設や里親等に措置されている子どもが意見表明しやすくなるよう、意見表明支援員（アドボケイト）の訪問型支援などの体制の構築を検討していきます。

(4) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
職員等研修実施回数	3回	3回	3回	3回	3回
職員等研修受講人数	100人	100人	100人	100人	100人
子どもの権利擁護事業における意見表明件数	20件	20件	20件	20件	20件

3 子どもの権利擁護に係る環境整備について

(1) 現状

児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、葛飾区児童福祉審議会（以下「児福審」という。）を令和5年10月に設置しました。児福審には、子どもの権利に関する専門部会として権利擁護部会を設置し、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について諮詢を受け答申を行うほか、子どもからの申し出があった場合に諮詢を受け、関係行政機関に対し意見を具申することのできる仕組みを整えています。

また、学識経験者や学校関係者などの外部委員で構成する第三者機関として葛飾区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を設置しています。権利委員会は、区全体における子どもの権利保障の状況や子どもの意見表明に関する取組等について、子どもの権利擁護の視点から検証を行っています。この検証内容を踏まえて、区の取組等を見直し、検討経過や結果について権利委員会に報告することで、子どもの権利擁護の取組の充実を図ります。

さらに、子どもの意見形成を支援するため、子どもの権利に関することや困ったときの相談先を記載した「子どもの権利ノート」を作成し、児童福祉

司が担当の被措置児童等に丁寧に内容を説明した上で配付しています。これに加えて、権利条例等を学ぶことができるよう啓発用リーフレットを作成し、各学校を通じて区内の小・中学校に在籍する児童・生徒に配付しているほか、教育・保育施設や学校、家庭などで子どもの権利に関する学習ができるよう子ども向け学習用教材（絵本や動画）を制作し、活用しています。

(2) 課題

- ア 「子どもの権利ノート」の内容について、定期的に説明する場面が少なく、子どもが子どもの権利等について深く理解する機会が不足しています。
- イ 令和6年度に実施した子ども世論調査において、「葛飾区子どもの権利条例を知っているか」との問い合わせに対し、「全く知らない」と回答した子どもの割合は、55.8%でした。

(3) 取組方針等

- ア 担当児童福祉司からの説明に加えて、子どもの権利擁護担当が児童養護施設等を訪問し、子どもに対し定期的に子どもの権利等について説明する機会を設けることで、子どもの権利や意見表明することのできる窓口が身近にあることについて、子どもの理解を深めていきます。
- イ 子どもの権利に関する学習の機会を提供するため、令和6年度に制作した学習用教材が効果的に活用されるよう関係機関と調整するとともに、その効果や活用方法について検証を行い、さらなる改善や有効な活用方法を検討していきます。

(4) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
権利擁護部会における子どもからの意見申立て件数	3件	3件	3件	3件	3件
権利に関する認知度	25%	35%	40%	45%	50%

第3章 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

1 相談支援体制の整備に向けた取組

(1) 子ども家庭センターの機能整備について

令和4年改正児童福祉法において、令和6年4月より「子ども家庭センター」の設置が市町村（特別区を含む。）の努力義務となりました。子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、「子ども家庭センター」の全国展開を図ることが示されています。

区は、平成23年に「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を同一の場所で行う「葛飾区子ども総合センター」を設置し、子ども及び家庭に係る総合的な支援を行ってきました。

その更なる体制の強化及び事業の拡大のため、令和8年4月1日を目指して「子ども家庭センター」の機能の整備を目指します。

このことに伴い、次の者を新たに配置する必要があることから、これらの人材の育成を行っていきます。

- ア 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長
- イ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員*

※ 統括支援員の要件

次のいずれかに該当し、かつ、一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修を受講した者

- (ア) 保健師、社会福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- (イ) 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方又はいずれかにおいて相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解がある者

また、今後は、支援することが特に必要と認められる子ども、その保護者又は妊婦の全数を把握し、それらの者を切れ目なく支援する体制を構築します。

(2) ヤングケアラーに対する支援について

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）において、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・

若者として、国や地方公共団体が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

区では、ヤングケアラーに対する包括的な支援策の構築に向けた基礎資料とするため、令和4年12月から令和5年1月までの間に、小学4年生から高校生世代の子ども及び関係機関を対象として、ヤングケアラーやその家族の状況、ヤングケアラーが行っているケアの内容、頻度等の状況の調査を行いました。

【調査結果】

- ア 家族の中に世話をしている人がいる割合は、小学生で10.8%、中学生で11.5%、高校生で8.3%でした。また、誰の世話をしているかという問い合わせに対しては、各世代とも「きょうだい」が最も多く、次いで「母親」、「父親」の順でした。
- イ お世話をしている理由で最も多かったのは、各世代とも「幼いため」でした。
- ウ 各世代とも、世話をしている家族や世話についての悩みを相談したことがある者は、20%程度です。相談をした相手は、各世代とも「家族や友人」との回答が多くなっています。また、相談をしていない理由としては、「誰かに相談するほど困っていないから」が最も多くなっています。

本調査結果を踏まえ、区では、ヤングケアラーの支援について全庁的に検討するため、「ヤングケアラー支援作業部会」を設置しました。ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなぐためには、ヤングケアラー自身や周りの大人が正しい知識を持つことや、介護、医療、教育等の他機関連携が重要であることから、本作業部会において、ヤングケアラーの支援体制等を含めた整理等を行ってきました。これらの議論に基づき、区は、子ども自身や関係機関等に向けた周知・啓発及び研修を実施していきます。

ヤングケアラーに対する認識や思いは多様です。本人やその家族に自覚がない場合、サポートを求めてくることはほとんどありません。本人や家族に寄り添い、自然な関わりにおいて信頼関係を築いていく中で、話を聴き、本人とその家族の意思を尊重しながら、よりよい選択肢を増やしていくけるよう取り組んでいきます。

2 家庭支援事業等の整備に向けた取組

(1) 家庭支援事業の整備及び充実について

ア 現状（令和5年度）

（ア）子育て短期支援事業

ショートステイ事業 実施箇所 1箇所

トワイライトステイ事業 実施箇所 1箇所

（イ）養育支援訪問事業

実施箇所 6箇所

（ウ）一時預かり事業

保育所等 実施箇所 38箇所

幼稚園等 実施箇所 31箇所

イ 取組方針等

令和4年改正児童福祉法において、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び一時預かり事業と合わせた6事業が家庭支援事業として位置付けられました。

区は、子育て世帯訪問支援事業による支援と併せて養育支援訪問事業による専門的な相談支援を実施するなど、個々の支援ニーズに合わせた事業の利用を勧奨し、その利用ができるよう支援していきます。

また、虐待の未然防止や重篤化を防止し、子どもの健全な育ちに寄与することが期待されるショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の拡充のため、現在実施している場所以外の地域での実施について、検討を進めています。さらに、乳児を対象としたショートステイ事業についても、ニーズがあっても区内に実施する施設がない現状を踏まえ、今後検討していきます。

(2) 葛飾区子ども・若者総合計画における家庭支援事業の確保方策

ア 子育て短期支援事業

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
ショートス テイ事業	延べ人数	2,148	2,148	2,148	2,148	2,148
	施設数	1	1	1	1	1
トワイライト ステイ事業	延べ人数	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
	施設数	1	1	1	1	1

イ 養育支援訪問事業

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
事業者数	1	1	1	1	1

ウ 一時預かり事業

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
幼稚園等	延べ人数	132,930	132,930	132,930	132,930
	施設数	30	30	30	30
保育所等	延べ人数	65,306	65,306	66,035	66,035
	施設数	38	38	39	39

エ 子育て世帯訪問支援事業

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
延べ人数	408	400	393	385	378

オ 児童育成支援拠点事業

実施方策等を検討していきます。

カ 親子関係形成支援事業

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
実人数	6	6	6	6	5

(3) 母子生活支援施設の体制整備及び活用促進について

母子生活支援施設は、母子が分離されることなく入所することのできる児童福祉施設であり、社会的養護の関係施設の中でも重要な役割を担う施設です。

母子生活支援施設では、母子が同居しながら、安心・安全な環境の下で、施設の職員からその世帯の状況に応じた個別の支援を受けることができるため、生活困窮、不安定な住環境等に限らず、DV被害、虐待、障害、親子関係の問題など様々な生活上の困難を抱える母子を支援する場として、幅広く活用することができます。

現在、区内の母子生活支援施設では、自立支援面接、自立に向けた金銭管理に対する助言又は指導及び母子の心身の安定を図るための心理カウンセリングといった主な取組のほか、入所している子どもへの学習支援、登校支援又は施設内保育を行うなど、多岐にわたる支援を実施しています。

こうした支援のほか、母子生活支援施設では、時代に即したニーズに対応するため、施設の多機能化が求められているところです。

区は、引き続き、関係機関との連携の下、潜在的なニーズに加え、新たなニーズの把握と、それらのニーズへの適切な対応のため、施設の人材育成や環境改善への支援などにより、継続的な体制整備の強化を図っていきます。

第4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）その他これに類する者及びその者の監護すべき子ども（以下「特定妊婦等」という。）の支援は重要です。

区内には、約80人の特定妊婦（令和5年度・妊娠の届出のあった約3千人中）が存在します。区では、母子保健担当部署及び児童福祉担当部署が連携及び協力をして、出産の準備をしていない妊婦、こころの問題がある妊婦、経済的に困窮している妊婦等支援が必要な者に対し、妊娠期から子育て支援まで一貫した支援を行っています。しかし、若年者の飛び込み出産などで、そのときに初めて支援の対象者であったことを把握できる者も少数存在します。

今後は、妊娠届時のワンストップサービスや産科・精神科医療機関等とのネットワーク機能を充実させ、特定妊婦等をより早く必要な支援につなぐことにより、関係性を築きながらリスクを回避することを目指します。

さらに、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）を踏まえ、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、切れ目のない支援策を推進していきます。

1 妊産婦等生活援助事業の整備について

令和4年改正児童福祉法において、生活に困窮を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が創設されました。

(1) 現状

区では、関係機関との検討会を開催し、妊産婦等生活援助事業のニーズや必要性を共有するとともに、事業を実施した場合の役割分担を確認しています。しかし、新たな事業の実施には専用居室の準備や専任職員の配置、職員の育成等が必要となるなど、課題が少なくない状況です。

(2) 課題

- ア 関係機関との連携
- イ 支援計画の策定機関との調整
- ウ 施設職員の配置及び休日・夜間支援等の拡充
- エ 近隣の産科医療機関の協力
- オ 養育状況に応じた適切な対応
- カ 相談支援の充実・環境の整備

(3) 取組方針等

区は、特定妊婦等への支援は重要な支援の一つであるという関係機関との共通認識の下、今後も引き続き、施設の環境や職員体制の整備等、事業の実施に向けた課題の解決に取り組み、子育て世帯に対する包括的な支援の実現のため検討を重ねていきます。

2 助産施設・助産制度の周知について

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産を行う施設です。医療法（昭和22年法律第205号）の病院又は診療所である助産施設及び医療法の助産所である助産施設があります。

助産制度については、その活用が特定妊婦等への養育の支援の面で有効であると考えられます。このため、助産制度に関する周知等により、対象の妊産婦に対する助産の円滑な実施が求められています（令和元年8月8日付け子母発0808第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）。

区は、今後も引き続き、相談窓口での周知や相談員等への情報提供を行い、特定妊婦等への支援を実施していきます。

3 連携について

(1) 特定妊婦等や支援を必要とする家庭に対しては、母子保健部署（保健センター）と児童福祉部署（子ども家庭支援課）がそれぞれの機能を活かしながら連携し、一体的に支援していきます。

妊娠届出時の面談（ゆりかご面接）の機会を活用して支援の必要性を早期に共有し、こども家庭センターの機能として、組織的、標準的、包括的に切れ目なく漏れなく支援を継続します。

また、支援に際しては、関係機関及び関係団体との顔の見える関係性の構築、地域の社会資源の共有などにより、地域ネットワークを構築します。

関係機関又は関係団体において特定妊婦等や支援を必要とする家庭を把握した場合には、速やかにこども家庭センターが情報を把握し、実務者や家庭に携わる関係者が一堂に会する支援者会議を開催できるよう、葛飾区要保護児童対策地域協議会を効果的に活用していきます。

(2) 地域における包括的な支援を切れ目なく漏れなく提供できるよう、職員や関係機関に対する研修を兼ねた定期ミーティングを実施することにより、人材の育成やチームの養成を行います。

4 その他事業による支援体制の充実について

(1) 親子健康手帳（母子健康手帳）の交付時に個別に面談を行い、必要な支援をする「ゆりかご面接」、出産前に家庭を訪問してサポートする妊娠後期訪問事業、妊婦健康診査等に係る費用を助成する妊婦健康診査事業、乳児がいる家庭を訪問して相談を受ける乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、乳幼児健康診査の実施等を通じて、引き続き、親と子どもの心身の健康の増進を支援します。

また、産婦健康診査におけるメンタルアンケートの実施により産婦のこころの問題にも早期に対応し、適切な時期に産後ケア事業を利用できるよう支援します。

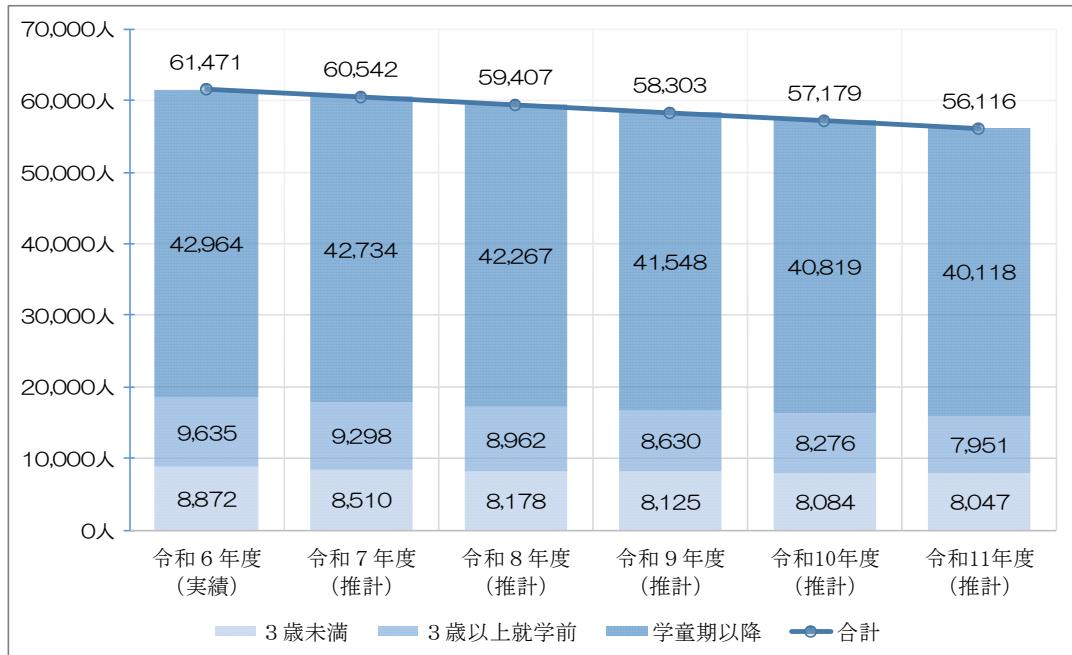
(2) 今後は、子ども・子育て支援法に創設される妊婦のための支援給付と児童福祉法に創設される妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、伴走型相談支援の更なる充実を図ります。

さらに、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせ、リスクの予防から早期発見、そして効果的な支援の実施を通じて、全ての妊産婦が安心して子育てをすることができるよう支えていきます。

第5章 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

1 子どもの人口（推計）

令和7年度から令和11年度までの各年度における0歳から17歳までの子どもの人口（推計）は、次の図のとおりです。



4月1日時点の住民基本台帳データを基に、1歳から17歳までの子どもについてはコーホート変化率法により（過去5年度間の変化率の平均を使用）、0歳の子どもについては子ども女性比により（過去3年度間の子ども女性比の減少率を使用）、将来の人口を推計しています。

2 新規措置児童数及び退所児童数（推計）

(1) 新たに代替養育が必要となる子どもの数（新規措置児童数）

各年度における新規措置児童数（推計）は、次の表のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの人口	60,542人	59,407人	58,303人	57,179人	56,116人
養護相談受付件数	1,756件	1,838件	1,924件	2,012件	2,106件
新規措置児童数	28人	29人	31人	32人	34人

次のアからウまでに示す方法により推計しています。

ア 過年度の子どもの人口に対する養護相談受付件数の割合の伸び率を使用し、各年度における子どもの人口に対する養護相談受付件数の割合を

算出します。

イ 1の子どもの人口（推計）に、アで算出した割合を乗じて、各年度における養護相談受付件数を算出します。

ウ イで算出した養護相談受付件数に、過年度の養護相談受付件数に対する新規措置児童数の割合の平均を乗じて、各年度における新規措置児童数を算出します。

(2) 自立等により代替養育が不要となる子ど�数（退所児童数）

各年度における退所児童数（推計）は、次の表のとおりです。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
前年度末の措置 児童数	202人	199人	197人	198人	199人
退所児童数	31人	31人	30人	31人	31人

前年度末の措置児童数に、過年度の前年度末の措置児童数に対する退所児童数の割合を乗じて推計しています。

3 代替養育を必要とする子ど�数の見込み

(1) 現状（令和5年度末時点）

現に里親若しくはファミリーホームに委託し、又は乳児院若しくは児童養護施設に入所措置している子ど�数は、次の表のとおりです。

3歳未満	15人
3歳以上就学前	20人
学童期以降	172人
合計	207人

(2) 代替養育を必要とする子ど�数の見込み

各年度における代替養育を必要とする子ど�数（保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもであって、里親若しくはファミリーホームに委託し、又は乳児院若しくは児童養護施設に入所措置して養育することが必要である者の数をいいます。）の見込みは、次の表のとおりです。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
3歳未満	15人	15人	15人	15人	15人
3歳以上就学前	21人	21人	21人	21人	21人
学童期以降	163人	161人	162人	163人	166人
合計	199人	197人	198人	199人	202人

次のア及びイに示す方法により算出しています。

ア 次の計算式により、合計の人数を算出します。

$$\left. \begin{aligned} & \text{代替養育を必要とする子ども数の見込み (合計)} \\ & = 2(2) \text{の前年度末の措置児童数} + \\ & \quad (2(1) \text{の新規措置児童数} - 2(2) \text{の退所児童数}) \end{aligned} \right\}$$

イ アで算出した合計の人数に、過年度の措置児童の年齢区分別構成比の平均を乗じて、年齢区分別の人数を算出します。

第6章 一時保護改革に向けた取組

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、国は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）及び一時保護ガイドライン（令和6年3月30日付けこ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知）を策定しました。

これらの基準及びガイドラインに基づき、区は、葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める必要があります。本条例において、虐待等の理由により一時保護される子どもの安全確保とアセスメントといった一時保護所に求められる機能を十分に果たすとともに、子ども一人一人の権利擁護の質を高めることができるよう、区における基準を定めます。

また、児童の権利に関する条約にも示されている子どもの「意見を聽かれる権利」を保障し、子ども自身が参加できる仕組みづくりを進めていきます。

1 一時保護の体制整備

(1) 現状（令和5年度末時点）

一時保護所の定員数

幼児	学齢男子	学齢女子	合計
6人	12人	12人	30人

(2) 取組方針等

葛飾区児童相談所の一時保護所では、学齢以上の子どもの居室は全て個室とし、入浴も個別にできるなど、入所する子ども一人一人の人権に配慮した対応を心掛けています。また、第三者委員や意見箱の設置など、入所する子どもがその声を直接聴いてもらうことのできる体制等を整えています。そのほか、職員の配置をはじめとして、施設の設備面、運用面ともに基準を満たしていますが、引き続き、利用する子どもにとってより利用しやすい施設となるよう取組を進めています。

また、乳児や個別の配慮が特に必要な子どもの一時保護が適切に行えるよう、里親、児童福祉施設、地域の病院その他関係機関との連携を密にして、必要に応じて委託一時保護をすることができる体制の整備を進めています。

2 一時保護における子どもの最善の利益について

(1) 現状

令和6年度に一時保護所の第三者評価を実施

(2) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
一時保護所の第三者評価※	-	-	実施	-	-

※ 3年に1回の実施を予定しています。

(3) 取組方針等

区は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためという目的を達成するために必要と認める場合に限り一時保護を行うとともに、一時保護の期間やその間の制限を必要最小限としながら、子どもの最善の利益を優先して適切に支援を行います。

また、区では、夜間又は休日の緊急保護や外国にルーツを持つ子どもの一時保護が少なくない現状があります。こうした状況を踏まえ、子どもとのコミュニケーションツールの工夫や、個々の子どもの社会的、文化的、宗教的な背景への配慮などをしながら支援を行っているところであり、今後も引き続き、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うための取組を進めていきます。

3 基礎自治体の児童相談所の役割

今、一時保護を取り巻く状況は大きな変革を求められています。子どもの私物の持込みが制限されることや原籍校への通学の問題などが指摘されるなか、こうした制限は、個々の子どもの権利に配慮し、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすることを意識して取組を進めていかなければなりません。

区は、目的を達成したときの速やかな一時保護の解除と円滑な家庭復帰に向けた取組として、基礎的な地方公共団体（以下「基礎自治体」という。）で児童相談所を開設した利点を活かし、法的権限に基づく介入などの専門的な対応を行う葛飾区児童相談所と子ども及びその家庭に対して総合的に支援を行い、児童虐待の予防や重篤化を防止する業務を担う葛飾区子ども総合センターが同じ基礎自治体内で児童福祉を推進する両輪となって連携し、家庭復帰する子どもとその家庭への継続的な支援を行います。

さらに、区は、一時保護された子どもが家庭に帰った後も継続して学習支援をすることができるよう関係機関との連携を図るほか、身近な地域資源を活用するなど基礎自治体の児童相談所の強みを活かした取組を進めていきます。

第7章 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度）

ア 職員の配置（10月児童相談所開設時点）

（ア）家庭復帰支援員 1人

（イ）自立支援相談員 2人

（ウ）入所調整担当 1人

イ 平均措置期間（10月児童相談所開設以降）

（ア）里親・ファミリーホーム 2303.3日

（イ）乳児院 434.7日

（ウ）児童養護施設 1732.9日

(2) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
家庭復帰支援員の配置	1人	1人	1人	1人	1人
自立支援相談員の配置	2人	2人	2人	2人	2人
入所調整担当の配置	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 取組方針等

区では、令和5年10月に葛飾区児童相談所を開設するに当たり、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断や支援を児童福祉司とともに着実に行うことができるよう、家庭復帰、自立支援又は入所調整に特化した職員を配置しました。今後も引き続き、こうした体制の下で包括的に支援を行い、適切なケースマネジメントを実施していきます。

また、子どもの意向聴取はもとより、実親に里親等委託に対する不安を抱かせないような説明上の工夫や委託後の交流の確保などを通じ、理解を醸成した上で代替養育先を決定すること等により、適切なケースワークや進行管理を行います。

里親、ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設への措置期間はできる限り短期間となることが望ましいですが、措置が長期間に及んでも家庭復帰することができる場合もあり、単純に措置期間の長短のみによって評価することは適当ではないため、個々の子どもについて適切にケースマネジメントが行われているかに留意して進行管理を行っていきます。

2 親子関係再構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

ア 各種支援の実施件数

(ア) ペアレントトレーニング 2件

(イ) 保護者支援医療相談 1件

イ 担当職員を配置している各種支援

(ア) ペアレントトレーニング

(イ) セカンドステップ

(ウ) 保護者支援医療相談

ウ 保護者支援プログラム等に関するライセンス取得者数

(ア) トリプルP 児童心理司1人

(イ) CAREワークショップ 児童心理司5人

(ウ) セカンドステップ基礎研修会 児童心理司5人

(2) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
CAREワークショップ※	3人	3人	3人	3人	3人
セカンドステップ基礎研修会※	5人	5人	5人	5人	5人
ペアレントトレーニング (精研式等) *	4人	4人	4人	4人	4人

※ 新規のライセンス取得者数を示しています。

(3) 取組方針等

区では、親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（令和5年12月26日付けこ支虐第223号こども家庭庁支援局長通知別添）を踏まえ、親子関係再構築支援の体制を構築するため、ペアレントトレーニング等の各種支援に係る担当職員を配置し、プログラムの適否や実施の効果を共有することにより、連続性のある支援の実施に努めています。

また、児童福祉司及び児童心理司のスキルアップを図るために、保護者に対する相談支援等に係る研修等の受講を促進しています。

今後も現状の取組を引き継ぎながら、AF-CBT、PCIT等、研修の内容を増やし、支援体制の充実を図っていきます。

なお、親子関係再構築支援を行うに当たり、保護者や子どもの課題・ニーズに対する支援、生活基盤を整える支援等に関する資源を多く持つ葛飾区子ども総合センターや、福祉部、健康部、子育て支援部、教育委員会等の関係部署と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

ア 特別養子縁組の成立件数

- | | |
|----------------|-----|
| (ア) 児童相談所申立て | 1 件 |
| (イ) 民間あっせん機関経由 | 1 件 |
| (ウ) その他申立て | 1 件 |

イ 特別養子適格の確認の審判の申立件数 1 件

ウ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 6 人

(2) 取組方針等

区では、児童相談所に養子縁組里親を含む里親養育支援のための児童福祉司を配置するとともに、里親養育包括支援業務をフォースタлинг機関に委託し、養子縁組制度の普及啓発から養子縁組成立後の支援まで一貫した支援体制を構築しています。

また、児童相談法務担当課長として弁護士を配置しており、家庭復帰が極めて困難なケースなどにおいて、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組等の検討の対象となる場合に、適切な検討、手続等を行うことのできる体制を整えています。

今後も現状の取組を引き継ぎながら、特別養子縁組等の検討を組織的に行った上で、必要に応じ、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等について積極的に検討していきます。

第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

1 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

(1) 現状（力を除き、令和5年度末時点）

ア 3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率^{※1}

3歳未満	代替養育が必要な児童数	16人
	里親等委託児童数	4人
	里親等委託率	25.0%
3歳以上就学前	代替養育が必要な児童数	24人
	里親等委託児童数	2人
	里親等委託率	8.3%
学童期以降	代替養育が必要な児童数	167人
	里親等委託児童数	17人
	里親等委託率	10.2%
全体	代替養育が必要な児童数	207人
	里親等委託児童数	23人
	里親等委託率	11.1%

イ 登録率^{※2}

18.8%

ウ 稼働率^{※3}

59.0%

エ 里親登録数

養育家庭	専門養育家庭	養子縁組里親	親族里親
17世帯	0世帯	18世帯	0世帯

オ ファミリーホーム数

1箇所

カ 葛飾区児童福祉審議会里親認定部会の開催回数（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

年2回開催

※1 里親等委託率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

※2 登録率

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

※3 稼働率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$$

(2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み

里親等委託が必要な子ども数の見込みは、次の表のとおりです。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
3歳未満	4人	4人	4人	4人	4人
3歳以上就学前	2人	2人	2人	2人	2人
学童期以降	17人	17人	17人	17人	17人
合計	23人	23人	23人	23人	23人

次の計算式により算出しています。

里親等委託が必要な子ども数の見込み

= 第5章3(2)の代替養育を必要とする子ども数の見込み

× 里親等委託が必要な子どもの割合

(3) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
里親等委託率（全体）	15.8%	17.4%	19.3%	21.1%	23.1%
里親登録数	37世帯	41世帯	45世帯	50世帯	55世帯
ファミリーホーム数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
里親認定部会の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回

※ 都及び児童相談所設置区においては、管轄内外にかかわらず都内全域でマッチングを行い、相互委託をしていることから、本計画では、登録率及び稼働率の整備目標は定めていません。

(4) 取組方針等

代替養育を必要とする子どもに対しては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません（児童福祉法第3条の2）。

これを踏まえ、子どもの意見やその最善の利益を優先して考慮しながら、まずは子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である親族里親、養子縁組里親、養育家庭若しくは専門養育家庭又はファミリーホームの中から、代替養育先を検討します。

検討に当たっては、新生児から高年齢児まで、全ての子どもを対象とします。また、施設入所が長期化している子ども、特に乳児院に入所している子どもについては、できるだけ早い時期に、家庭における養育環境と同様の養育環境において特定の大人との愛着関係の下で養育されることが心身の成長や発達に不可欠であることから、原則として里親等委託へ措置変更するよう努めます。

そのためには、更に多くの里親を確保する必要がありますが、基礎自治体の児童相談所の強みを活かし、区内のイベントなど様々な機会を捉えて地域に根ざした里親制度の普及啓発や里親のリクルート活動を行っていきます。

国においては、遅くとも令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進するとしており、区においても当該数値目標を念頭に置きます。

しかし、個々の子どもに対する措置は、児童相談所のアセスメントの結果により子どもの最善の利益を優先して行うものであり、里親等委託率の数値目標の達成のために機械的に行うべきものではありません。また、現状において国の数値目標を大きく下回っていることから、区においては、過去の里親等委託率の伸び率に基づいた数値目標を設定しました（(3)参照）。

2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(1) 現状（令和5年度・10月児童相談所開設以降）

ア 里親支援センターの設置数

0箇所

イ フォスターング機関の設置数

1箇所

ウ 必須研修以外の研修の実施回数及び受講者数

4回 14人

(2) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
里親支援センターの設置数	1箇所				
必須研修以外 の研修	実施回数	6回	6回	6回	6回
	受講者数	20人	20人	20人	20人

(3) 取組方針等

区では、里親が地域で孤立することなく子どもを養育していくことができるよう、里親を含めた関係者及び関係機関が一つのチームとなり、それぞれの専門性を活かして子どもの養育を行う「チーム養育体制」を執っています。

また、児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置するとともに、里親養育包括支援業務をフォースタッキング機関に委託し、区における一貫した里親支援を行っています。

令和4年改正児童福祉法により創設された里親支援センターについては、里親支援センターが行うとされている業務内容※を既にフォースタッキング機関が担っている状況を踏まえた上で、設置に向けて準備を進めています。

※ 里親支援センターの業務内容

- ア 里親制度等普及促進・リクルート業務
- イ 里親等研修・トレーニング業務
- ウ 里親等委託推進業務
- エ 里親等養育支援業務
- オ 里親等委託児童自立支援業務



第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 施設で養育が必要な子ども数の見込み

施設で養育が必要な子ども数の見込みは、次の表のとおりです。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
3歳未満	11人	11人	11人	11人	11人
3歳以上就学前	19人	19人	19人	19人	19人
学童期以降	146人	144人	145人	146人	149人
合計	176人	174人	175人	176人	179人

次の計算式により算出しています。

施設で養育が必要な子ども数の見込み

- = 第5章3(2)の代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 第8章1(2)の里親等委託が必要な子ども数の見込み

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現状（令和6年6月1日時点）

区内には児童養護施設が2箇所あり、いずれにおいても小規模化又は地域分散化や専門職の加配が行われています。

また、区の子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）を受託しているほか、治療的・専門的ケアが必要な子どもへの支援体制の強化、子育て中の家庭を訪問して支援するホームスタート事業、家族再統合に向けた支援、地域交流等の実施など、様々な取組が行われています。

(2) 取組方針等

代替養育を必要とする子どもに対しては、家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません（児童福祉法第3条の2）。

子どもの家庭養育優先原則に従って取組を進める中においても、家庭では困難な専門的ケアを要する子どもや、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により施設で養育が必要な子どもに対しては、「できる限り良好な家庭的環境」すなわち小規模かつ地域分散化された施設で、高機能

化された養育を行うとともに、施設の多機能化・機能転換による更に専門性の高い支援を行う必要があります。

のことから、区は、施設に対して小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（職員の確保、人材育成等を含む。）を求めるとともに、適切な助言や支援を行います。

ただし、区が管轄する施設は限られており、区の子どもを都や他の児童相談所設置区が管轄する施設をはじめとする区外の施設に措置等するケースも多いことから、これらに取り組むに当たっては、都全体における整備方針との整合性を図ります。

ア 乳児院

区に乳児院の誘致等をする予定はありませんが、葛飾区里親委託等推進委員会等において、区の子どもを措置している乳児院における取組状況等を定期的に確認します。

イ 児童養護施設

区内の児童養護施設は、既に小規模化や地域分散化が進められ、区と連携した在宅支援を行っているところであり、引き続き、更なる取組を求めるとともに、適切な助言や支援を行います。

ウ 母子生活支援施設

代替養育を必要とする子どもの中には、適切な見守りの下であれば必ずしも母子を分離する必要のない子どもが一定数含まれます。

区内に母子生活支援施設が2箇所あり、このようなケースに対応するための施設の新たな活用について検討していきます。

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

様々な事情により家庭における養育が困難となり、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等を経験した者又はこれに類する者（以下「社会的養護経験者等」という。）は、措置等が解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合が多くあります。また、委託されていた里親等や入所していた施設等との関係が徐々に薄れ、措置等が解除された後にどこでどのような生活を送っているのかといった実態を把握することができなくなる者も少なくありません。

1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握について

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

令和5年度末時点では里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等をしている子どものうち、計画期間内において18歳から22歳までになる者であって、措置延長等を必要とする者の数の見込みは、次の表のとおりです。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
31人	38人	43人	48人	50人

(2) 取組方針等

区では、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等をしている子どもの自立を支援するための児童福祉司を配置しています。

また、葛飾区フォースターリング機関に自立支援相談員を配置し、児童養護施設の里親支援専門相談員等と連携して自立を目指す里親等へ委託された子どもや委託解除後の子どもと、それを支援する里親に対する援助を実施する体制を整えているほか、児童養護施設等において退所前の進学、就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置した場合に、その取組に応じて措置費の加算を行っています。

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数が増加していく見込みであることから、今後も引き続き、措置等をしている間の早い段階から里親、施設等職員、自立支援相談員等と協力して自立に向けた支援を実施するとともに、社会的養護経験者等の実情を把握して必要な援助を実施するための体制の強化及び2の取組を推進していきます。

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

区では、社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知別添）に示されている児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の活用の検討を進めるほか、区が措置等をした社会的養護経験者等が進学や就職などに伴い自立に向けた新たな生活を営むに当たっての経済的な負担の軽減施策を検討していきます。

(1) 児童自立生活援助事業

児童自立生活援助事業とは、義務教育を終了した措置解除者等に対し住居等を提供し、当該住居等における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいいます。令和4年改正児童福祉法において、実施場所※や一律の年齢制限の弾力化等により対象が拡大されました。

都及び児童相談所設置区においては管轄内外にかかわらず対象者を双方の児童自立生活援助事業者に委託しており、区は、区が委託した者に係る事業の実施に必要な費用を支弁しています。

※ 実施場所

① 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居

② 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

③ 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親（親族里親を除く。）の居宅

ア 現状（令和6年4月1日時点）

管轄内実施箇所数 0箇所

イ 整備目標（令和11年度まで）

	管轄内実施箇所数	入居人数
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	0箇所	0人
児童自立生活援助事業所Ⅱ型	1箇所	5人
児童自立生活援助事業所Ⅲ型	7箇所	8人

(2) 社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護自立支援拠点事業とは、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整

その他の必要な支援等を行う事業をいいます。令和4年改正児童福祉法において創設されました。

令和6年度当事者ヒアリングにおいても、「施設が退所後も気軽に立ち寄ることのできる場所となり、当時一緒に生活していた職員や子どもに会えるようになっているとよい。」「退所後の居場所や相談支援を行っている場所などに関する情報提供があるとよい。」との意見が聽かれました。

以上のことから、区は、児童養護施設を運営する法人等の協力を得ながら、本事業の実施に向けた検討を進めていきます。

(3) 自立に係る経済的負担への支援

社会的養護経験者等は、措置等が解除された後、家庭からの支援も受けることができず、生活の基盤が安定しない状況のなかで進学や就職をせざるを得ない者が少なくありません。

社会的養護経験者等が進学するに当たっては、様々な奨学金制度等による支援が行われているところですが、多くの社会的養護経験者等は、進学に要する費用のほかにも生活を営むための費用が必要となります。また、就職するに当たっても、自立した生活を始めるための準備をする費用が必要となります。

令和6年度当事者アンケートにおいても、「将来の進路（進学、就職など）や生活のために、どんな支援があると安心できると思いますか。」との問い合わせに対し、「金銭的な支援」との回答が最も多く挙げられました。

以上のことから、区が措置等をした社会的養護経験者等が進学や就職などに伴い自立に向けた新たな生活を営むに当たっての経済的な負担を軽減するための有効な支援策について、検討していきます。

第11章 児童相談所の強化等に向けた取組

1 児童相談所の体制強化について

(1) 現状（イを除き、令和6年4月1日時点）

ア 児童相談所の管轄人口

46万7,922人

イ 第三者評価の実施

令和6年度に一時保護所の第三者評価を実施

ウ 児童福祉司及び児童心理司の配置数

児童福祉司 37人（里親養育支援担当3人を含む。）

児童心理司 21人

エ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数

3人

オ 医師の配置数

4種

カ 保健師の配置数

1人

キ 弁護士の配置数

1人

(2) 整備目標

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第三者評価	児童相談所	実施	-	-	実施	-
	一時保護所	-	-	実施	-	-
配置数	児童福祉司	37人	37人	37人	37人	37人
	児童心理司	21人	21人	21人	21人	21人
	児童福祉司 SV	6人	6人	6人	6人	6人
	医師	4種	4種	4種	4種	4種
	保健師	1人	1人	1人	1人	1人
	弁護士	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 取組方針等

児童相談所の管轄人口は、おおむね50万人以下であることとされています。区の将来人口は、令和7年度以降、徐々に減少する見込み（葛飾区基本計画（令和3年8月）における将来人口推計より）ですので、新たに児童相談所を設置することは予定していません。

令和5年10月に葛飾区児童相談所を開設するに当たっては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って職員を配置しました。児童虐待相談対応件数に応じて適切な人員を確保できるよう、引き続き、計画的な職員の採用や異動を行っていきます。

区独自には、職員の精神的な負担の軽減に関する業務を中心に行う支援者支援コーディネーターを配置しています。職員の支援体制を強化し、定着を図ると共に、業務が多忙なスーパーバイザーの役割を補います。

2 児童相談所の専門性強化について

(1) 現状（令和5年度）

研修の受講者数 延べ250人程度

(2) 整備目標

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
研修の受講者数	250人	250人	250人	250人	250人

(3) 取組方針等

児童相談所の職員は、多くの経験、知識及び技術の習得が求められます。また、社会や環境の変化に応じて子どもへの支援の方法も変化するため、新たに学び直すことも必要となります。

区では、「葛飾区児童相談所・一時保護所人材育成方針」を定め、年度ごとに現場のニーズも踏まえた研修計画を策定して実施することにより、児童福祉行政を適切に担うことのできる人材の確保と育成を計画的に行っていきます。今後も引き続き、経験の浅い職員からベテランの職員まで、総合的な支援力の向上を図っていきます。

将来的には、ジョブローテーションの仕組みを整え、葛飾区児童相談所及び一時保護所、葛飾区子ども総合センター、さらには関係する他部署との間での異動を活性化し、児童福祉に関する幅広い視点とスキルを持った職員を育成することにより、区全体での知識の共有と対応力の強化につなげます。

また、令和4年改正児童福祉法により新たに創設されたこども家庭ソーシャルワーカー認定資格について、職員の資格取得を奨励します。

3 関係部署、関係機関等との連携体制について

基礎自治体である区に児童相談所を設置した強みを活かし、次に示すとおり関係部署、関係機関等との連携を深めることにより、児童相談体制を強化します。

(1) 子ども及びその家庭に対して総合的に支援を行い、児童虐待の予防や重篤化を防止する業務を担う葛飾区子ども総合センターと、法的権限に基づく介入などの専門的な対応を行う葛飾区児童相談所と同じ児童相談部内に置き、相互の連携の深化を進めています。

葛飾区子ども総合センターと葛飾区児童相談所が密に連携することにより、児童福祉を推進する両輪となり、子ども及びその家庭の個々の状況に応じた切れ目のない支援を更に迅速かつ確実に行います。

- (2) 福祉部、健康部、子育て支援部、教育委員会等、子どもの支援に関する他部署との調整や連携についても、速やかに行います。
- (3) 区内の民生委員、児童委員、青少年委員などの支援者や支援団体との連携を深めます。
- (4) 区内の警察、医療機関、学校、保育所、福祉施設などの関係機関等との連携を深めます。

第12章 障害児入所施設における支援

代替養育を必要とする子どもに対しては、障害の有無にかかわらず、家庭養育優先原則に基づいて里親・ファミリーホームへの委託を検討しますが、それが適当でない困難な課題のある子どもについては、施設等への入所措置を行います。

障害児入所施設においても、代替養育を必要とする子どもが一定数生活することから、障害に対する正確な理解の下、障害特性に応じた環境を提供することに加え、できる限り良好な家庭的環境において子どもの養育が行われる必要があります。

以上のことから、区は、子どもの障害の種類、特性等に応じ、ユニット化等によるケア単位の小規模化が図られるよう、都及び他の児童相談所設置区と連携していきます。

用語解説

用語	説明
アルファベット	
A F – C B T	<p>子どもへの身体的虐待や言葉による攻撃など不適切な養育の問題を抱えた家族に対し、暴力、威圧、強制等に代わるより良い方法を見つけ、家族が安心して暮らしていくことができるよう支援するプログラムのこと。</p> <p>Alternatives for Families : A Cognitive-Behavioral Therapy (家族のための代替案：認知行動療法) の略</p>
C A R E ワークショッピング	<p>子どもと関わる大人を対象とした、子どもとより良い関係を築くときに大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラムのこと。</p> <p>Child-Adult Relationship Enhancement (子どもと大人の関係を強める) の略</p>
P C I T	<p>こころや行動の問題を有する幼い子どもと育児に悩む親の両者を対象として、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかける、行動科学に基づいた心理療法のこと。</p> <p>Parent Child Interaction Therapy (親子相互交流療法) の略</p>
あ行	
アドボカシー	子どもの声を聴き、子どもが意見を表明することができるよう必要な支援をする仕組みのこと。
アドボケイト	子どもの声を聴き、子どもの立場に立って、子どもの意見形成、意見表明等を支援する役割を担う者のこと。
一時保護	児童相談所長が必要と認める場合、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護施設等に保護するもの

か行	
ぐ犯行為	度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来、刑罰法令に触れる行為に至るおそれのある問題行動のこと。
ケースマネジメント	①ニーズキャッチ、②アセスメント、③プランニング、④支援、⑤評価のプロセスにおいて、多様な資源を活用しながらケースの援助を行う手法のこと。
コー ホート	同じ年に生まれた集団のこと。
コー ホート変化率法	各コー ホートについて、過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計すること。
こども家庭ソーシャルワーカー	児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者のこと。
さ行	
里親	<p>親の病気や虐待等、様々な事情で実家庭と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、養育する者のこと。次の4種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①養育家庭 養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり、養育する里親 ②専門養育家庭 専門的なケアを必要とする虐待を受けた子ども、非行等の問題を抱える子ども、障害のある子どもなどを一定期間預かり、養育する里親 ③養子縁組里親 養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ④親族里親 両親が死亡、行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者及びその配偶者である親族が子どもを養育する里親
児童福祉司スーパーバイザー	他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司のこと。

児童福祉審議会	児童福祉法に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、地方公共団体が設置する合議制の機関のこと。
社会的養育	社会が、子どもの保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに養育する責任を持ち、その家庭を支援すること。
社会的養護	要保護児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
触法行為	刑罰法令に触れる行為であるものの、その行為をした子ども本人が 14 歳未満であるため、刑事責任は問われない行為のこと。
セカンドステップ	心の知能指数 (E Q) を育て、集団生活の中でのコミュニケーション能力を培う教育プログラムのこと。
た行	
第三者委員	公平かつ中立な立場にある弁護士、主任児童委員等が、一時保護所に入所している児童からの相談を受け、関係機関に対して助言を行うことにより、入所児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図る仕組みのこと。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもと実親との間の法的な親子関係を解消し、養子と養親との間に実の親子と同様の親子関係を成立させる制度のこと。
トリプルP	子どもの行動や情緒に係る問題の予防及び治療を目的とした子育て支援プログラムのこと。 Positive Parenting Program (前向き子育てプログラム) の略

な行	
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。 児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）の一つ
は行	
ハイリスクアプローチ	健康リスクの高い人に働きかけ、疾患を予防する施策を行う方法のこと。
パーマネンシー保障	永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと。
ファミリーホーム	要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの
フォースタリング機関	一連のフォースタリング業務を包括的に実施する機関のこと。
フォースタリング業務	里親のリクルート及びアセスメントから、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託中における里親養育への支援、委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援のこと。
プレコンセプションケア	女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組のこと。
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を促すことを目的として、親が子どもの褒め方、不適切な行動への対応等について学び、グループワーク等の実践を通して子どもへの肯定的な働きかけができるようになることを目指すプログラムのこと。
ポピュレーションアプローチ	集団全体に働きかけ、集団全体の健康リスクの低下を図る方法のこと。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）のこと。

要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、地方公共団体が設置する協議会のこと。 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。